

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 福島県議定会例会を招集する件 六五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件 六五
- 道路の区域を変更する件 六七
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 六七
- 福島県公安委員会 六七
- 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 六八
- 平成二十八年六月三日付け定例第二千八百一号中 六八
- 平成二十八年十一月八日付け定例第二千八百四十六号中 六八

## 告 示

### 福島県告示第七百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議定会例会を平成二十八年十二月六日福島市に招集する。

平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

（総務課）

### 福島県告示第七百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課（郡山事務所二階）に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
富岡ショッピングプラザ 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか  
二 変更しようとする事項
- 一 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
（変更前）五千二百六十二平方メートル  
（変更後）四千九百六十七平方メートル
- 二 駐車場の収容台数  
（変更前）三百三十四台  
（変更後）三百二十二台
- 三 荷さばき施設の面積  
（変更前）三百五十平方メートル  
（変更後）三百三十二平方メートル
- 四 廃棄物等の保管施設の容量  
（変更前）五十二立方メートル  
（変更後）五十一立方メートル
- 五 変更しようとする年月日  
平成二十九年七月十二日
- 六 届出年月日  
平成二十八年十一月十日
- 七 届出をした者  
富岡町  
坂本種苗株式会社

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町系沢字深沢山三四八四の一、三四八四の二、三四八五から三四九二まで、三四九四から三五一一まで、三五一三から三五一八まで、三五六七

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字深沢山三五〇五、三五〇六、三五一〇

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字小川字金石ケ鳥屋一一九六の一

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字金石ケ鳥屋一一九六の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字黒谷字東山二九六六の四三

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山二〇〇六の七、二〇一一の一五

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

**福島県告示第七百二十三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町大字今泉 字浜畑一三五番四地先 から 同 郡同 町大字大戸 浜字前田西八番地先ま で	変更前 変更後	六・二〇 二八・〇	一、七〇〇・〇 一、七〇〇・〇

(道路計画課)

**公 告**

**公告第二百九十六号**

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。  
 平成二十八年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 開催期日  
平成二十九年一月二十四日から同年二月二十三日まで
- 二 場所  
1 学科、実習(二の2に掲げる実習を除く。)及び修業試験

- 福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一
- 2 実習(精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存並びに精液精子検査法に係るものに限る。)  
福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地藏原甲十八番地
- 三 対象家畜の種類  
牛

- 四 受講人員  
二十名程度
- 五 受講資格  
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
- 六 受講手続

- 1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十八年十二月九日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。
- 2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十九年一月十三日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。
- 七 その他
- 1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。
- 2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

**福島県公安委員会**

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月22日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第8号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

「第4条第1項」を「第4条及び第7条第1項」に改める。

第1号中「刑事部及び警備部」を「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(刑事総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年六月三日付け定例第二千八百一号中

三三七	上	三	有害成分の最大量は、	有害成分の最大量及びその他の制限事項は、
-----	---	---	------------	----------------------

○平成二十八年十一月八日付け定例第二千八百四十六号中

六〇四	下	後ろか ら四	有害成分の最大量は、	有害成分の最大量及びその他の制限事項は、
-----	---	-----------	------------	----------------------